

チェックシート【郵送加入用】

※必ず世帯主の方が記入してください。

（国民健康保険加入前の確認）

全
て
に
チ
ェ
ッ
ク

- ☐ ご家族の健康保険の被扶養者になることはありません。
- ☐ 退職前の健康保険を任意継続(最長2年間)することはありません。
- ☐ 同一世帯内に国民健康保険組合の加入者はいません。(医師国保、歯科医師国保、建設国保や土木国保等)
※同一世帯内で国民健康保険組合に加入中の方がいる場合は、原則として松江市の国民健康保険に加入できません。
- ☐ 国民健康保険の加入日時点で、住民票の住所は松江市にあります。

（保険料軽減関係）

い
ず
れ
か
に
チ
ェ
ッ
ク

今回の国民健康保険加入は

- ☐ 自己都合による離職、任意継続制度の終了、もしくはご家族の健康保険の被扶養者から外れたことに伴うものです。
- ☐ 会社都合(倒産・解雇・雇い止め・病気等)による離職に伴うものです。※
※会社都合による離職の場合、必要書類を添付して申請することにより、保険料の軽減制度が適用される場合があります(失業時点で65歳未満の方)。チェックのある場合は、資格確認書または資格情報のお知らせをお送りする際に軽減手続きについての説明書を同封いたします。申請書の様式等についてはHPにも掲載しています。ご不明な点はお電話ください。

（同意事項）

全
て
に
チ
ェ
ッ
ク

- ☐ ご提出いただいた書類の返却は行いません。ただし、ご提出いただいた書類が不足、または記入内容に不備があった場合は、加入手続きができないため、書類一式を返送させていただきます。
- ☐ 国民健康保険の加入日は、社会保険(健康保険)の資格喪失日となります。
- ☐ 資格確認書または資格情報のお知らせは、市が申請書類を受理してから7日程度(閉庁日を除く)で、住民票の住所へ世帯主あてに郵送します。
- ☐ 保険料については、世帯主が納付義務者となります。計算は、国民健康保険の加入日までさかのぼります。後日、世帯主あてに「国民健康保険料納付通知書・更正通知書」等を郵送します。
- ☐ 保険料を算定するにあたり、所得申告の無い方や不明な場合については、資格確認書または資格情報のお知らせの郵送時に「申告書」を同封することがあります。お送りした際は速やかにご返送をお願いします。
- ☐ 届出についての確認のため、届出書に記載の電話番号に、日中ご連絡することがあります。

私は、以上の事項をすべて確認し、松江市国民健康保険加入の届出を行います。

令和 年 月 日 氏名 _____ (世帯主の方)

【郵送先・お問い合わせ先】 〒690-8540 松江市末次町86番地
松江市保険年金課 国保・年金係「加入」担当 TEL:0852-55-5263